

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 1 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	22
別紙 2	23
別紙 3	25
別紙 4	26
別紙 5	27

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 8 月 12 日（日）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

平成 30 年 8 月 12 日（日）付の秋田魁新報（朝刊）、秋田北羽新報（朝刊）に公告を掲載した。（別紙 1 参照）

② 事業者のウェブサイトへの掲載

平成 30 年 8 月 13 日（月）から、事業者のウェブサイトにお知らせを掲載した。（別紙 2 参照）

③ 関係地方公共団体の広報・ウェブサイトへの掲載

以下の関係地方公共団体の広報にお知らせを掲載した。

- ・秋田県ウェブサイト（別紙 3 参照）
- ・能代市広報「広報のしろ」平成 30 年 8 月 10 日号（別紙 4 参照）
- ・八峰町広報「広報はっぼう」平成 30 年 8 月 10 日号（別紙 4 参照）

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・能代市役所
- ・八峰町役場

② 事業者のウェブサイトへの掲載

- ・ <http://www.jre.co.jp>（別紙 2 参照）

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

平成 30 年 8 月 13 日（月）から平成 30 年 9 月 12 日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

② 縦覧時間

開庁時とした。なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿記載数）は2名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・能代市役所：0名
- ・八峰町役場：2名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 能代市

① 開催場所

能代山本広域交流センター

② 開催日時

平成30年9月8日（土）午前10:30から正午まで、
午後1:30から午後3:30まで

③ 来場者数

午前：9名
午後：4名

(2) 八峰町

① 開催場所

八峰町文化交流センター ファガス
峰浜地区文化交流センター 峰栄館

② 開催日時

ファガス：平成30年9月9日（日）午前10:00から午前11:30まで
峰栄館：平成30年9月9日（日）午後3:00から午後5:00まで

③ 来場者数

ファガス：8名
峰栄館：1名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 8 月 13 日（月）から平成 30 年 9 月 26 日（水）まで
（郵送の受付は、当日消印まで有効とした）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出（別紙 5 参照）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 6 通であった。

- ① 意見箱 : 0 通
- ③ 郵送 : 6 通（県内 4 通、県外 2 通）

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 54 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表 1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

住民等からの意見の概要及び事業者の見解（環境の保全の見地からの意見）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■漁業に対する影響について 6 年ほど前から男鹿の漁獲量が激減しており、年々減少し続けております。逆に、深浦・鯨ヶ沢の漁獲量が増えており、従来では見られなかった特徴です。丁度その時期から男鹿半島以南の海岸に風力発電の風車が立ち始め、年々増加し続けているのと符合しており、風車からの振動や騒音の影響と考えるのが普通の様になります。 昨年には男鹿から能代にかけての海岸線に多数の風車が林立し稼働し始めました。巨大風車を海中に林立するこの計画は、折角回遊してきたハタハタを追いつめる為に絶大な効果を発揮する計画と云う事が出来るでしょう。したがって、ハタハタ漁の観点からこの風力発電計画は認められません。もしハタハタの漁獲量の推移に就いて、風車の影響ではなく、他に原因があるとお考えならばその根拠とデータをお示し頂きたいと思えます。(方法書に示された調査では当該海域の生態の確認は出来ませんが、風車設置に依る生態への影響に関しては何の知見も得られないと思えますので、意味のない調査ではないでしょうか。) 秋田県在住 A 氏	魚類等の海域に生息する動物への影響については、方法書の表 6-2-22「6. 予測の基本的な手法」に示すとおり、水中騒音についても専門家の助言を受けながら現地調査や予測評価を行い、その結果を事業計画に反映します。 また、漁協への説明や協議を継続して行います。
2	■風車の騒音・低周波音の影響 南オーストラリアのウォータルーでの風車の騒音被害がユーチューブに載った為（2012 年 11 月）各地で反対運動が起きています。 八峰町には現在、ポンポコ山からゴルフ場以南の海岸線に 7 基の風車が設置中で、さらに別計画ではその北側から水沢川の海岸線に 7 基、更にはポンポコ山以南の海岸線にも風車が設置される予定もあります。水	住宅等と風車との距離の適切さについては、騒音・超低周波音等の調査・予測・評価を行い、その結果を反映して、風車の配置や機種等を検討します。 また、既設および計画中の風力発電機との複合的または累積的な影響について、入手可能な事業諸元に基づき予測評価を行い、準備書に記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	沢地区ではこれらの風車群から住宅までの距離は 500m 程度ですので、第二のウォータールーになるのではないかと危惧している所です。これらの風車が稼働して騒音被害が発生した場合には当然何らかの対策が取られると思われそうですがその場合、更に風上である当計画の風車の設置は認められなくなります。このような状況になる可能性は大いに考えられますので、この計画はリスクが大き過ぎる様に思われます。計画を断念する方が賢明と思います。 尚、計画地域を陸地から相当の距離をおけば、現在建設されている風車の影響と合算される恐れは無くなりますが、騒音の観点からは沖合 20km 程度まで離す計画に変更する必要があります。また、景観の観点からは 200m の高さのものが見えなくなる、ベルギー基準の沖合 50km まで離す必要があります。ただ、ハタハタの回遊ルートへの影響を考えると、ドイツ基準の沖合 100km まで離す必要があると考えます。いずれにせよ、計画は断念されるほうが宜しいかと思います。 秋田県在住 A 氏	
3	■経営破たんした場合の処理における町の財政リスクについて 本計画で、もし経営破たんした場合、風車の撤去は誰が行うのでしょうか。1 基撤去するのに数億円かかると言われております。町の経費では金額が大き過ぎて撤去できませんので、何かしら経営破たんした場合に備えて撤去費用を担保しておく必要があるのではないのでしょうか（風車の耐用年数は 15～20 年程度と考えられておりますのでいずれ必要となるものであります）。 秋田県在住 A 氏	本事業の実施に当たっては、今後、弊社の子会社として、本事業の建設、運営を目的とした特定目的会社を設立する予定です。本事業の資金は特定目的会社が金融機関からの融資により調達する予定であり、風力発電事業そのものを担保とした融資です。会社の与信による融資ではなく、風力発電事業継続への信頼性に対する融資となります。この仕組みでは、親会社の経営状況は、子会社の経営に影響を与えません。 本事業は、固定価格買取制度に基づく事業であるため、風車を運転させる限り収入を得ることができ、特定目的会社が倒産するような事態にはなりません。万が一、故障等により長期間にわたって風車が停止し、特定目的会社が倒産した場合は、金融機関に事業が継承され、他の事業者によって事業を継続していくことになります。 なお、事業期間は 20 年間を計画しており、事業終了後の設備の撤去費用は、事業計画に計上しています。
4	■事業展開と周辺環境の影響について 平成 30 年 3 月に環境省は“風力発電に関する地方公共団体によるゾーニングマニュアル”を発表しております。その前書きでは、調査した風車の約 4 割で騒音トラブルが発生していることを示しています。そしてこうしたトラブルが発生しない様に風車の設置可能な地域を指定して、いわゆる住み分けをするように求	住宅等と風車との距離の適切さについては、環境影響評価において騒音・超低周波音等の調査・予測・評価を行い、その結果を反映して、風車の配置や機種等を検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	めています。本計画の様に住居地域から1・2キロ程度の近傍の計画は容認されなくなります。ゾーニングと云う事になればこの地域ではNG でしょう。 秋田県在住 A 氏	
5	海生生物に関しては、現在における生息状況のみを調査し、以って環境影響への評価とすることとされている。しかし、この評価方法では、工事期及び稼働期に、個々の生物種がいかなる影響を受けるかを全く知り得ず、環境影響評価の方法としては著しく不合理なものと断ぜざるを得ない。当該事業に係る環境影響評価においては、地域漁業及び地域文化に深い関係を持つ海生生物が、事業に係る工事及び稼働によって、いかなる影響を被るのか、とりわけそれらの生物が、振動あるいは騒音に、いかなる反応を示すかについて、科学的知見が得られる評価方法を、当然追加すべきである。 秋田県在住 B 氏	方法書の表 6.2-22「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、水の濁りや水中騒音による影響に関し、予測及び評価を実施します。
6	漁場（バイ貝の生息地）への影響が懸念されます。工事中の振動、休業、風車自体の振動、回転羽根の陰影響等。 秋田県在住 C 氏	方法書の表 6.2-22「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、水中騒音による影響に関し、予測及び評価を実施します。 また、漁協への説明や協議を継続して行います。
7	■複合的・累積的な環境影響評価について適切に調査、予測及び評価をすべきである 環境影響評価法に基づく各事業のアセスメントは一般に、各事業ごとに個別に行われているのが現状である。しかし、風力発電事業において想定される環境影響(低周波音の発生、鳥類・魚類等への被害、景観の変容など)は、他事業と複合的・累積的に増大することが危惧されているところである。とりわけ、本対象事業実施区域周辺(能代市、八峰町、三種町等の自治体)には、既設及び計画中的風力発電設備(陸上及び洋上)が複数存在する。よって、本対象事業においても、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的・累積的な環境影響評価について適切に調査、予測及び評価をすべきである。 秋田県内 D 組織	複合的・累積的影響が考えられる項目（騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、景観）については、方法書の表 6.2-2、6.2-4、6.2-15、6.2-27 の「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、周辺の既設・計画中風車の入手可能な事業諸元に基づき、予測評価を行う予定です。
8	■騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価について、調査・予測地点をより多くすべきである	騒音、超低周波音の調査・予測地点としては、風車設置範囲との距離から安全側となる「大開地区」を選定し

No.	意見の概要	事業者の見解
	本対象事業での騒音及び超低周波音の調査及び予測地点は、風車設置範囲から2 km程度の範囲に存在する住宅地及び福祉施設等で代表点を取り、「能代第一中学校周辺」、「大開地区」、「竹生小学校周辺」、「沢目駅周辺」の4 地点とされている。しかしながら、調査及び予測地点は、可能な限り多いことが望ましい。特に、老人福祉施設が点在する落合近隣公園付近にも調査地点が設定されるべきである。 秋田県内D 組織	ており、「能代第一中学校周辺」で代表することが可能と考えています。しかしながら、配慮が特に必要な施設等が密集している区域であることから、「落合近隣公園周辺」も騒音、超低周波音の調査・予測地点として追加します。
9	■騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価について、調査期間等が不十分である 本対象事業では、騒音及び超低周波音の状況にかかる現地調査の調査期間等は春季及び秋季（晩秋～初冬）における各3 日間とされている。また、その理由については、梅雨、セミ等虫の声、積雪等の影響が少ない調査時期を選定したからとされている。しかしながら、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」によれば、騒音及び超低周波音の測定は年間の風況を把握したうえで、風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期を選定することが望ましく、原則4 季毎に測定すべきとされている。本事業においても、調査時期を春季と秋季に限定する特別な理由はない。したがって、春季と秋季だけでなく、冬季と夏季も調査されるべきである。また、上記測定マニュアルによれば、測定に有効な日数が昼夜間ともに3 日間以上確保できる期間とするのが適当とされている。したがって、調査期間を最初から3 日に限定すべきではない。可能であればもっと長期間の測定を検討すべきである。 秋田県内D 組織	「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」では、「原則として四季毎に測定することが望ましい。」としつつ、「四季毎に測定を行わなくても年間の代表的な風況における残留騒音又は風車騒音が把握できる場合は、測定時期を減じてよい。」とし、また、「降雨時、セミやカエル等の生物の鳴き声が顕著な時期等は、原則として避けることが望ましい。」としています。夏季はセミの声によるマスキングにより、冬季は降雪がマイクロホン（防風スクリーン）を覆い、積雪が吸音効果を持つため、いずれも適切な有効データの取得が困難です。なお、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年、環境省）には、「騒音レベルは季節的に大きな変動は見られないこと、天候等が安定していることから測定は秋季に行うことが望ましい。」と記載されています。 また、表6.2-2の「春季及び秋季（晩秋～初冬）における各3 日間とする。」は、準備書以降、「春季及び秋季（晩秋～初冬）における、有効データが昼夜間ともに3 日間以上確保できる期間とする。」と修正します。
10	■騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価について、風況についての調査方法等が記載されていない 上記環境省のマニュアルによれば、残留騒音、風車騒音のいずれの場合も、測定に当たっては風車の有効風速範囲の風況下で測定する必要があるため、騒音の測定と同時期に風車のハブの高さにおける風況を把握する必要があるとされるが、本対象事業の方法書では、騒音及び超低周波音に係る調査、予測及び評価の手法において、風況の把握の手法等が記載されてい	準備書以降、騒音の状況、地表面の状況と合わせ、風況の状況の調査手法も記載します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	い。風況の把握なしに騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価をするとは解されないが、重要な点についての方法が明らかにされていないのは問題である。 秋田県内D 組織	
11	■騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価について、水環境において、水中の騒音・低周波音が調査項目となっていない 環境省は、平成29年3月30日に「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」を公表したが、それによれば、「現時点では一般的な信頼性が確保される程度の知見が確立されていない」として、建設機械の稼働及び施設の稼働のいずれにおいても、水中音を評価項目として選定すべきとしている。しかしながら、本対象事業の方法書では、水環境における評価項目として水中音が選定されていない。海域に生息する動植物等への影響を評価する前提として、水中音を独立した評価項目とすべきである。 秋田県内D 組織	水中騒音は、方法書の表6.2-19に記載のとおり、「(6)動物（海域に生息する動物）」中の項目のひとつとして選定しており、調査・予測・評価を実施する予定です。
12	■動物の移動ルートに関する調査及び予測について 本対象事業実施区域付近では、(仮称)能代港洋上風力発電事業（以下、「能代港事業」という。）及び(仮称)秋田県北部洋上風力発電事業（以下、「秋田県北部事業」という。）の環境影響評価手続が進行している。 能代港事業や秋田県北部事業が開始されることで動物の移動ルートも影響を受けるおそれがあり、能代港事業や秋田県北部事業開始後の動物の移動ルートは調査時点と異なることが予想される。そこで、動物の移動ルートに関する調査及び予測は、調査時点のものだけでなく、能代港事業及び秋田県北部事業の内容を調査し、これらの事業開始によって変動すると予測されるルートも考慮して行うべきである。例えば鳥類では、調査時点の飛翔経路だけではなく、能代港事業及び秋田県北部事業の内容についても調査した上、能代港事業及び秋田県北部事業の風車が稼働したあとの飛翔経路も予測すべきである。 秋田県内D 組織	複合的・累積的影響が考えられる項目（騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、景観）については、方法書の表6.2-2、6.2-4、6.2-15、6.2-27の「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、周辺の既設・計画中風車の入手可能な事業諸元に基づき、予測評価を行う予定です。

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■動物の移動ルートに関する調査及び予測について 本対象事業実施区域付近では、(仮称) 能代港洋上風力発電事業(以下、「能代港事業」という。)及び(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業(以下、「秋田県北部事業」という。)の環境影響評価手続が進行している。飛翔経路の予測(能代港事業及び秋田県北部事業開始後に予測されるものを含む)については、外部専門家に意見を求め、得られた意見は予測に関する調査結果とともに環境影響評価準備書に記載すべきである。 秋田県内D 組織	鳥類の専門家については、当該地域特性、調査・予測・評価手法等に関し、大学名誉教授に2回、自然保護団体に1回ヒアリングを行っており、方法書p.320、396、397に記載しています。今後も必要に応じてヒアリングを行う予定です。
14	■海域に生息する動植物等の調査、予測及び評価について、調査・予測地点をより多くすべきである 本対象事業における、海域に生息する動植物等に関する調査については、8点の調査場所のうち7点は対象事業実施区域の海域にある。しかしながら、魚類は移動するものが多いうえ、風車の影響は対象事業実施区域にとどまるものではないことから、周辺区域についてもさらに調査場所として設定すべきである。 秋田県内D 組織	対象事業実施区域を含めた当該地域の動植物の生息・生育状況の把握としては、文献調査および専門家へのヒアリングを実施します。その補完として、直接的な影響が想定される対象事業実施区域内において、環境特性を勘案した現地調査地点を選定しています。また、対象事業実施区域外の北端の現地調査地点は、直接的な影響が想定されない対照点として選定しています。
15	■海域に生息する動植物等の調査、予測及び評価について、調査期間等が不十分である 調査期間について、年4回(春季、夏季、秋季、冬季)としている。しかしながら、遡上期や産卵期など特殊な時期に関しては、魚類の行動にも変化が生じている可能性があり、この時期に調査を行う必要がある。調査時期を移動させるのではなく、特殊な時期については追加した調査をすべきである。 秋田県内D 組織	環境影響評価の目的は、本事業による水中騒音や水の濁り等が、対象事業実施区域及びその周辺の海生物等に与える影響を予測評価し、その影響を回避・低減するように努めることであり、本環境影響評価ではその目的に従い、「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成29年、経済産業省)や先行事例を参照し、専門家の助言を受けて調査期間等を設定しています。これらの調査手法が適切であるか否かは、今後各項目の専門家により構成された県および国の審査会を経て判断されます。
16	■海域に生息する動植物等の調査、予測及び評価について、水中騒音が海域に生息する動植物等と与える影響について調査すべきである 本対象事業調査には、音響電搬状況のバックデータとして水温・塩分の鉛直測定を実施するとある。しかし、水中騒音(低周波音および高周波音も含む)そのものについて、海域に生息する動植物等と与える影響については、調査対象となっていない。海域に生息す	水中騒音は、方法書の表6.2-19に記載のとおり、「(6)動物(海域に生息する動物)」中の項目のひとつとして選定しており、調査・予測・評価を実施する予定です。

No.	意見の概要	事業者の見解
	る動植物等に対しても、音の影響は考えられるのであるから、調査対象とすべきである。 秋田県内 D 組織	
17	■海域に生息する動植物等の調査、予測及び評価について、ハタハタについては、さらなる緻密な調査が必要である ハタハタは産卵のために藻場を求めて毎年 12 月ころ接岸するが、この産卵という特殊な時期に、水中音、影、巨大人工物の林立と海底の微妙な変化がどのような影響を及ぼすか調査すべきである。また、稚魚については、4 月中旬から下旬まで採捕可能とのことであり調査可能であるから、4 月中旬から下旬に稚魚の調査も行うべきである。漁協との話し合いだけではなく、洋上風力発電による風車の設置によってハタハタの生態に「影響がない」といえるまで独自に調査をすべきである。 秋田県内 D 組織	漁業への影響は環境影響評価では対象としておらず、環境影響評価手続とは別途調査を検討中です。
18	■海域に生息する動植物等の調査、予測及び評価について、風車の林立により、海底や潮の流れに影響がでないのか、藻場の生育に影響しないのかについて、調査すべきである 海底や潮の流れに影響があれば、それ自体で魚類等の生育環境に変化が生じる可能性がある。また、海底や潮の流れの変化によって藻場の生育に影響があるのであれば、やはり魚類等の生育環境にも変化が生じる。事業区域を含む一帯の海域にどのような影響があるのか調査すべきである。 秋田県内 D 組織	流況については、方法書の表 6.2-7 に記載のとおり、「(3)水質・底質」の中で調査を行い、シミュレーションを実施する予定です。
19	■海域に生息する動植物等の調査、予測及び評価について、複合的影響についても調査が必要である 本対象事業の周辺には、他にも洋上風力発電の建設が予定されている。風力発電設備が海岸一帯に並ぶことにより、海域に生息する動植物等にどのような影響が及ぶのか調査をすべきである。 秋田県内 D 組織	複合的・累積的影響が考えられる項目（騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、景観）については、方法書の表 6.2-2、6.2-4、6.2-15、6.2-27 の「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、周辺の既設・計画中風車の入手可能な事業諸元に基づき、予測評価を行う予定です。

No.	意見の概要	事業者の見解
20	■ 景観の調査、予測及び評価について、能代港湾区域内の南北約 6～7 km、東西約 3 km の区域内（6.6 平方km内）には、20 基の洋上風力発電機を設置する計画（能代港事業）が存在する。本対象事業は能代港事業に隣接する北方海域に計画されており、両事業は事実上一体化しているため、本対象事業のみを切り離して景観への影響を調査することは著しく不合理となる。加えて、能代港事業の南方海域である能代市・三種町・男鹿市の地先海域（約 15km 位）に 120 基の洋上風力発電事業計画（秋田県北部事業）が存在する。これら三事業が実施されると、秋田県北部の沿岸海域約 50～60km の区間に合計 160～190 基の洋上風力発電機が林立する風景となる。これは秋田の人々が 1000 年、2000 年と眺めてきた自然の海上風景を一変するものであり、事業者は景観調査を十分に行うとともに広く秋田県民にその結果を知らせる責務がある。以下、環境影響調査に際して留意すべき事項について意見を述べたい。 (1) 景観について、少なくとも秋田県北部事業、能代港事業との複合的、累積的影響を考慮すべきである。そのためには、男鹿市の入道崎・寒風山・男鹿三山・五里合海水浴場・宮沢海水浴場・宮沢海岸県民レクリエーション地、能代市の風の松原、八峰町の日本海を望む丘陵地にある五所の台ふれあいパーク・岩館および滝の間海水浴場などからの海上・海岸・男鹿半島・白神山地等の景観につき景観合成写真、景観のパノラマ合成写真を多数作成すべきである。そのために必要な能代港事業、秋田県北部事業の景観に影響を及ぼす最新の事業計画資料等を精査すべきである。 秋田県内 D 組織	複合的・累積的影響が考えられる項目（騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、景観）については、方法書の表 6.2-2、6.2-4、6.2-15、6.2-27 の「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、周辺の既設・計画中風車の入手可能な事業諸元に基づき、予測評価を行う予定です。 なお、景観の調査地点は、対象事業実施区域から距離が近く、景観への影響が比較的大きいと想定される地点を基本とし、さらに専門家のヒアリング結果を踏まえて選定していますが、認知限界距離（垂直視角 1 度）12km を超えない範囲内の主要な眺望点について再検討します。
21	(2) 以上の他、秋田港に寄港する海上フェリーから陸側を望む場合の景観についても調査すべきである。 秋田県内 D 組織	方法書の表 6.2-27 の「4. 調査地点」に記載したとおり、秋田港からのフェリー航路は、認知限界距離（垂直視角 1 度）12km を超えていることから選定しません。
22	(3) 風車機の選定や設置方法等について建設計画の細部が煮詰まっていない場合、可能性のある全てのケースについて景観影響を調査すべきである。 秋田県内 D 組織	環境影響評価手続では、原則として、調査、予測及び評価の結果や各関係者との協議を勘案しながら風車の機種、配置等を検討し、確定した後に準備書を縦覧します。

No.	意見の概要	事業者の見解
23	(4) 風車が回転している場合と停止している場合の景観の相違についてあらゆる場合につき調査し、景観合成写真、景観のパノラマ合成写真等を作成すべきである。また、風車の影が景観に与える影響（魚類に対する影響調査に必要）の有無を調査すべきである。 秋田県内 D 組織	方法書の表 6.2-27 の「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、フォトモンタージュ写真（パノラマ、夏・冬 2 季）を作成する予定です。なお、フォトモンタージュは動画ではないため、風車が回転している場合と停止している場合とで分けることはいたしません。 また、風車の影については、表 6.2-10「6. 予測の基本的な手法」に記載したとおり、時刻別日影図等による予測を行います。
24	(5) このような大規模計画が県民多数の理解を得られるとは限らないので、計画の規模を大幅に縮小した代替案についても景観に対する影響を調査し、県民の判断資料として提供すべきである。 秋田県内 D 組織	今後の環境影響評価手続きとしては、騒音、鳥類、景観等各種項目を勘案しつつ風車の機種、配置等を検討した結果を踏まえ、項目ごとの調査・予測及び評価をとりまとめた準備書を縦覧します。 但し、準備書の段階においても計画が確定しない要素がある場合は、それを踏まえ複数案の予測及び評価を行います。明らかに影響の程度が異なる場合は、影響が最大の計画について予測及び評価を行います。したがって、「規模を大幅に縮小した代替案」について、調査・予測及び評価は行いません。
25	■ コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年 1～2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて保全措置を検討します。
26	■ コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？ 県外在住 E 氏	重要種に指定されているコウモリ及び指定されていないコウモリも含め、現地調査・予測・評価を実施した上で、必要に応じ、実行可能な保全対応を検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
27	■自動録音バットディテクターによる長期間のモニタリングを必ず実施すること P6-50 事業者は、専門家C氏が助言した「自動録音バットディテクターによる長期間のモニタリング」を実施しないようだが、その理由として「定点でも長時間録音調査については、先行事例における調査方法を確認し、使用機材、設置場所、コスト等を総合的に考慮し、アセス外で実施することを含めて検討する」とある。事業者が確認した「先行事例」及び結果について述べよ。その上で、「自動録音バットディテクターによる長期間のモニタリング」を実施しない合理的根拠を述べよ。 県外在住E氏	洋上風力発電事業に係る環境影響評価の先行事例である、「(仮称)安岡沖洋上風力発電事業」、「むつ小川原港洋上風力発電事業」、「(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業」の調査手法を参考にしています。いずれも自動録音バットディテクターによる長時間のモニタリングは実施していませんでした。また、影響が想定される洋上の風車設置範囲には自動録音バットディテクターを設置する構造物等が存在していないため、直接的な影響のない陸域のデータのみによる予測評価は困難であると判断しました。
28	■自動録音バットディテクターによる長期間のモニタリングを必ず実施すること2 P6-50 事業者は、専門家C氏が助言した「自動録音バットディテクターによる長期間のモニタリング」を実施しないようだが、その理由としてP6-50「定点でも長時間録音調査については、先行事例における調査方法を確認し、使用機材、設置場所、コスト等を総合的に考慮し、アセス外で実施することを含めて検討する。」とある。 他の事業者は洋上のブイに自動録音バットディテクターを設置し、コウモリ類の長期間のモニタリングを行っている。本事業者も洋上における自動録音調査の実施は十分可能である。 県外在住E氏	その事例については存じていませんが、洋上には当該調査機材を長時間安定した状況で観測ができる構造物等が存在しないため、船舶を用いた手法を採用します。
29	■P6-30 船舶によるコウモリ類調査は不適切 P6-30 事業者は「船舶(車)によるコウモリ類調査」を行うというが、他の事業者の調査結果によれば、「船舶(車)によるコウモリ類調査」では、バットストライクの予測に使えるデータは取得できていない。「移動しながらの(たとえ側線の測点で各5分間停止していたとしても移動していることと同じである)」調査は、労力がかかるが、得られるデータは「相調査」と変わらない。相調査からバットストライクを予測することは不可能である。「コストが安い」からといって、予測や保全措置に使えない調査は無駄である。「無駄な調査」をするべきではない。	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して当該手法を採用しています。

No.	意見の概要	事業者の見解
	県外在住 E 氏	
30	■ バットディテクターによる調査地点について バットストライクの予測のために、洋上(風力発電機設置位置)においても、日没前から日の出まで自動録音調査するべきだ。例えば洋上に停泊させた船、ブイ、プラットフォームなどにも自動録音バットディテクターの設置は可能である。 県外在住 E 氏	コウモリの専門家の助言を基にバットディテクターと自動録音型の超音波録音機を併用する手法を採用します。一方、洋上には当該調査機材を長時間安定した状況で観測ができる構造物等が存在しないため、船舶を用いた手法を採用します。
31	■ バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査は日没 1 時間前から、日の出 1 時間後までとし、音声をすべて録音すること。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して当該手法採用しています。当該調査では日没から 3 時間程度、洋上及び陸上の区域ごとに、バットディテクター調査等を実施する計画です。
32	■ バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が検討中の「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml) バットストライクの調査及び予測は「定量的」に行い、コウモリ類の保全措置である、フェザリングの閾値を客観的数値で示すこと。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの定量的衝突予測手法はまだ確立されていないため、表 6.2-17「6. 予測の基本的な手法」に示した手法により予測を行う予定です。
33	■ 音声モニタリング調査の期間について 「コウモリ類の音声モニタリング調査」は「春～秋季」にかけて連続で実施すること。また同時に風速と天候を記録すること。バットストライクの予測には、「コウモリ類の活動量」と「風速・天候」について、長期間のデータが必要となるからだ。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して当該手法を採用しています。方法書の表 6.2-29 の「5. 調査期間等」に記載したとおり、現地調査は、春、夏、秋に各 1 回実施します。
34	■ 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること。	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査、予測及び評価の手法は確立されていないため、コウモリの

No.	意見の概要	事業者の見解
	「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。 県外在住 E 氏	専門家へ相談して当該手法を採用しています。また、今後方法書審査において確認しますが、必要に応じて、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を検討します。
35	■ コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。 県外在住 E 氏	コウモリのソナグラムデータによる種判別はまだ研究途上段階なので、既存のグループ別ソナグラムデータや生息・生態情報等を参考にしながら分類に供します。
36	■ 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントに再度指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
37	■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。
38	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これはまぎれもない事実である。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が大量に発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。
39	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。 なお、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」には、「本書が対象とする事業実施想定区域は陸域である。」と記載されています。

No.	意見の概要	事業者の見解
40	■ コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること(低減措置)』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。 県外在住 E 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。
41	■ コウモリ類の保全措置(低減措置)について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげてフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？ 県外在住 E 氏	コウモリの環境保全措置事例のひとつとして認識していますが、その効果・実効性等を踏まえコウモリの専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。
42	■ コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、カットイン風速の値を上げることフェザリングの保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。 県外在住 E 氏	コウモリの環境保全措置につきましては、調査、予測及び評価結果を勘案し、専門家のヒアリング結果を参考にして検討します。
43	■ コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	コウモリの環境保全措置につきましては、調査、予測及び評価結果を勘案し、専門家のヒアリング結果を参考にして検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	県外在住 E 氏	
44	■ コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。 県外在住 E 氏	コウモリの環境保全措置につきましては、調査、予測及び評価結果を勘案し、専門家のヒアリング結果を参考にして検討します。
45	■ バットディテクターによる調査について 準備書には、事業者が使用するバットディテクターの探知可能距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。なお「仕様に書いていない(ので分からない)」、「経験上〇m と言われている(他者の主観であり根拠はない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知可能距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。 県外在住 E 氏	コウモリに係るバットディテクター調査時のマイク設置高さ等は準備書に記載します。 探知可能距離は、コウモリが発する超音波の音圧によっても異なりますので、一概には言い難いと思われます。
46	■ コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	コウモリの環境保全措置につきましては、調査、予測及び評価結果を勘案し、専門家のヒアリング結果を参考にして検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	県外在住 E 氏	
47	■ コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。 県外在住 E 氏	コウモリの環境保全措置につきましては、調査、予測及び評価結果を勘案し、専門家のヒアリング結果を参考にして検討します。
48	■ 事後調査など信用できない コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。 県外在住 E 氏	コウモリの環境保全措置及び事後調査につきましては、調査、予測及び評価結果を勘案し、専門家のヒアリング結果を参考にして検討します。
49	■ 「事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査(長期間のモニタリング)に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査を行うこと。 県外在住 E 氏	コウモリの事後調査につきましては、調査、予測及び評価結果を勘案し、専門家のヒアリング結果を参考にして検討します。
50	■ 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。 県外在住 E 氏	E 様より頂いた意見は要約せず、準備書、評価書で公開します。
51	■ コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念され	F 様より頂いた意見は要約せず、準備書、評価書で公開します。 準備書以降では、一般的な生物の分類体系を踏まえて記述します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	ており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。 (1) なぜコウモリ類(哺乳類)は鳥類の後ろに記載されているのか。一般的な生物の分類体系を踏まえて記述すること。 県外在住 F 氏	
52	(2) 6-50 のコウモリ類の専門家が述べた「ロシア等の日本より北方で繁殖する種は 11 月頃まで通過しているようである」の根拠を示すこと。現状では日本で確認されているコウモリ類がロシアから渡って当該地域または日本を通過したという事実はない。 県外在住 F 氏	「コウモリ識別ハンドブック改訂版コウモリの会編佐野明ほか」や「稚内市におけるヒナコウモリ属の観察記録佐藤雅彦利尻研究(31)2012」、「First Record of the Parti-Coloured Bat <i>Vespertilio murinus</i> (Chiroptera Vespertilionidae) from the Ishikawa Prefecture Provides Insights into the Migration of Bats to Japan Mammal Study June 2015」等の資料によれば、ヒナコウモリ属等では長距離移動が確認されていること、北海道のほかロシア等の海外でも確認されていること、日本海側が移動ルートである可能性があること等が記載されています。そのような資料と専門家の経験により、当事業で注意すべき点のひとつとして頂戴したコメントであり、日本で確認されているコウモリ類がロシアから渡って当該地域または日本を通過したと断言するものではありません。
53	(3) 6-50 でコウモリ類の専門家は「風況ポールに、複数マイクを設置することで、コウモリの飛翔高度が推定できる(3 箇所が一般的)」と述べているが、2 箇所(ブレード回転域内および外)が一般的である。調査および解析に費用が掛かることから 3 箇所での調査は不要である。 県外在住 F 氏	洋上風力発電事業に係るコウモリの影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して、表 6.2-16「2. 調査の基本的な手法」に示す方法を採用していますが、今後各項目の専門家により構成された県および国の審査会を経て判断されることになります。
54	(4) 6-51 でコウモリ類の専門家は「ラジオゾンデ用の気球(気象用アドバルーン)を用いてかなり高い空域まで調査を実施できるのではないかと述べているが、本事業においては前出のとおり「かなり高い空域」は不要である。また、バルーンは風速が弱い時期しか調査できず、予測評価には中から強風時のデータ(カットイン風速以上)が必要である。従っ	洋上風力発電事業に係るコウモリの影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して、表 6.2-16「2. 調査の基本的な手法」に示す方法を採用しています。

No.	意見の概要	事業者の見解
	て、調査を実施しても予測評価に資するデータは得られず、調査および解析に費用が掛かることから調査は不要である。 県外在住 F 氏	

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名/代表取締役 中川 隆久

事務所の所在地/〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称

(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業

種類/風力発電所設置事業

規模/発電設備出力 最大18万キロワット

三、対象事業実施区域

秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合

四、縦覧の場所・時間

八峰町役場 企画財政課 企画係カウンター

能代市役所 行政情報コーナー

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://jre.co.jp>

五、説明会の場所・日時

能代山本広域交流センター

①平成30年9月8日(土) 午前10時30分から12時まで

②平成30年9月8日(土) 午後2時から午後3時30分まで

八峰町文化交流センター「ファガス」

平成30年9月9日(日) 午前10時から午前11時30分まで

峰浜地区文化交流センター「峰栄館」

平成30年9月9日(日) 午後3時30分から午後5時まで

六、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

縦覧期間中、縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語でご記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、平成30年9月26日(水)までに問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)

七、問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31

六本木ヒルズノースタワー15階

電話03(6455)4900

午前10時から午後4時30分まで(担当) 志賀

秋田魁新報(平成30年8月12日 朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名/代表取締役 中川 隆久

事務所の所在地/〒106-0032

東京都港区六本木6-2-31

二、対象事業の名称

(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業

種類/風力発電所設置事業

規模/発電設備出力 最大18万キロワット

三、対象事業実施区域

秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合

四、縦覧の場所・時間

八峰町役場 企画財政課 企画係カウンター

能代市役所 行政情報コーナー

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://jre.co.jp>

五、説明会の場所・日時

能代山本広域交流センター

①平成30年9月8日(土) 午前10時30分から12時まで

②平成30年9月8日(土) 午後2時から午後3時30分まで

八峰町文化交流センター「ファガス」

平成30年9月9日(日) 午前10時から午前11時30分まで

峰浜地区文化交流センター「峰栄館」

平成30年9月9日(日) 午後3時30分から午後5時まで

六、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

縦覧期間中、縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語でご記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、平成30年9月26日(水)までに問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)

七、問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-31

六本木ヒルズノースタワー15階

電話03(6455)4900

午前10時から午後4時30分まで(担当) 志賀

秋田北羽新報(平成30年8月12日 朝刊)

2018年8月13日 事業

「（仮称）八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧について

当社は、平成30年8月10日付で、環境影響評価法に基づき、経済産業大臣に「（仮称）八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を届け出ました。

方法書及び要約書について、下記の要領にて縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 方法書の縦覧について

(1) 縦覧場所	能代市役所 行政情報コーナー 八峰町役場 企画財政課 企画係カウンター
(2) 縦覧期間	平成30年8月13日（月）～平成30年9月12日（水）
(3) 縦覧時間	いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

2. 方法書の電子縦覧について

方法書及び要約書は平成30年9月12日（水）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※方法書及び要約書は、Windows 10, Internet Explorer 11 及び Adobe Acrobat製品（正規品）で、且つ当社のwebサイト上でのみ閲覧可能となっておりますので、ご注意願います。

【電子縦覧】

■ 方法書

表紙目次 PDF

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 PDF

第2章 対象事業の目的及び内容 PDF

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 自然的状況 PDF

3.2 社会的状況 PDF

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 PDF

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 PDF

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 PDF

[> ニュース 2018](#)
[> ニュース 2017](#)
[> ニュース 2016](#)
[> ニュース 2015](#)
[> ニュース 2014](#)
[> ニュース 2013](#)

第6章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 PDF
第7章	配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに、事業者の見解 PDF
第8章	発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 PDF
第9章	環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 PDF
■方法書の要約書	PDF
■意見書用紙	PDF

3. 方法書の説明会について

説明会は以下の場所・日時で開催いたします。

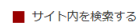
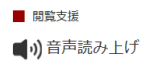
(1) 能代山本広域交流センター	①平成30年9月8日（土）午前10時30分～午後12時 ②平成30年9月8日（土）午後2時～午後3時30分
(2) 八峰町文化交流センター「ファガス」	平成30年9月9日（日）午前10時～午前11時30分
(3) 峰浜地区文化交流センター「峰栄館」	平成30年9月9日（日）午後3時30分～午後5時

4. 方法書への意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せ下さい。

(1) 提出締切	平成30年9月26日（水）
(2) 提出方法	氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)または縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出下さい。
(3) 意見書提出先及びお問い合わせ先	〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 電源開発本部 電話 03-6455-4900 担当：志賀 (土・日・祝祭日を除く、午前10時～午後4時30分まで)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ウェブサイト



キーワードを入力



日本語



(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業

2018年08月13日 | コンテンツ番号 30736

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価の概要

項目名		内容
事業名		(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業
事業者		ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業の種類		風力発電所の設置 (洋上)
対象法令等		環境影響評価法
事業実施場所		秋田県能代市及び八峰町の地先海域
関係地域		能代市、八峰町
事業の規模		出力 最大18万kW
配慮書	公表日	平成29年12月25日
	縦覧期間	平成29年12月26日～平成30年1月30日
	縦覧場所	八峰町役場企画財政課企画係カウンター 能代市役所行政情報コーナー
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	平成30年1月30日 (当日消印有効)
	知事意見	平成30年3月26日 (添付資料のとおり)
方法書	公告日	平成30年8月12日
	縦覧期間	平成30年8月13日 (月) から平成30年9月12日 (水)
	縦覧場所	能代市役所 行政情報コーナー 八峰町役場 企画財政課 企画係カウンター
	説明会の場所・日時	(1) 能代山本広域交流センター ①平成30年9月8日 (土) 午前10時30分から午後12時 ②平成30年9月8日 (土) 午後2時から午後3時30分 (2) 八峰町文化交流センター「ファガス」 平成30年9月9日 (日) 午前10時から午前11時30分 (3) 峰浜地区文化交流センター「峰栄館」 平成30年9月9日 (日) 午後3時30分～午後5時
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	平成30年9月26日 (当日消印有効)

秋田県 ウェブサイト

(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の 縦覧と説明会について ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)が、能代市および八峰町沖合で計画する同事業の環境影響評価方法書の縦覧と説明会を行います。 縦覧期間・時間 8月13日(月)～9月12日(水) (市役所閉庁日除く) 午前8時30分～午後5時15分 縦覧場所 市役所新庁舎行政情報コーナー(インターネット) ネットhttp://www.jreco.jp(では終日縦覧可) 説明会日時 9月8日(土)	① 午前10時30分～正午 ② 午後2時～3時30分 説明会場所 能代山本広域交流センター 意見受付 住所、氏名、意見(理由含む)を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に入れるか、9月26日(水)までに郵送でお送りください。 問合せ 〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階 ジャパン・リニューアブル・エナジー(株) ☎03-6455-4900 (午前10時～午後4時30分) 担当…志賀
---	--

能代市広報「広報のしろ」

風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会について 「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催いたします。 事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 代表取締役 中川 隆久 対象事業の名称 (仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 種類 風力発電所設置事業 規模 発電設備出力 最大18万キロワット 対象事業実施区域 秋田県	能代市沖合及び山本郡八峰町沖合 ●縦覧 期間 平成30年8月13日(月)から9月12日(水) 場所・時間 町役場 企画財政課カウンター ※土・日・祝日を除く開庁時 電子縦覧 http://jreco.jp ●説明会 日時・場所 ① 平成30年9月9日(日) 午前10時～午前11時30分 八峰町文化交流センター「ファガス」 ② 平成30年9月9日(日) 午後3時30分～午後5時 峰浜地区文化交流センター「峰栄館」 意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、平成30年9月26日(水)までに左記へ郵送ください(当日消印有効)。 問 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 〒106-0032 東京
--	---

八峰町広報「広報はっぽう」

「(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業 方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の問合せ先へ郵送もしくは電子メールにて送付ください。

＜問合せ先＞ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
電話 03(6455)4900 午前10時から午後4時半まで(担当)志賀

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 ※法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご 住 所 ※法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地	
方法書についての環境の保全 の見地からの意見 ※日本語により、意見の理由を含 めて記載してください。	

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。

注3：ご意見は、平成30年9月26日（水）までにご提出ください。

ご意見記入用紙

※ 本意見書の提出方法として電子メールは扱っていませんが、用紙には誤って電子メールと記載しています。